

議案第 46 号

桐生市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

桐生市選挙公報の発行に関する条例(平成 22 年桐生市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「記載してはならない」を「記載し、又は記録してはならない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 46 号 桐生市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案

令和元年 6 月 1 日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたため、桐生市議会議員選挙及び桐生市長選挙において、選挙公報の掲載文及び写真を電子データで提出することが可能となるよう、所要の改正を行おうとするものです。